平成２７年（フ）第３２６３号
大阪市東成区大今里南３丁目12番12号
債務者　沖井　貴子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８５号
横浜市戸塚区影取町239番地１　グランドール影取210号
債務者　小松　英則
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１５６号
名古屋市北区木津根町22番地　ドリーム諏訪202号
債務者　横井　恒夫
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０号
神奈川県横須賀市長沢２丁目４番17号
債務者　池田　篤志
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５９４号
埼玉県加須市鴻茎５番地18
債務者　小川　昌弘
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７８号
埼玉県加須市川口３丁目２番地４
債務者　西　　希悦
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西江　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
長野県小県郡長和町古町240番地２　一本木町営住宅１―303
債務者　竜野　真咲
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１４７号
札幌市中央区南11条西７丁目１番７―601号
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６３号
札幌市東区北23条東18丁目４番28―203号
債務者　高橋　正博
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２００号
北海道石狩市花川北６条５丁目132番地
債務者　渡邊　大志
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０５号
札幌市白石区平和通２丁目北４番45―312号
債務者　三浦眞由美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１２号
札幌市白石区南郷通１丁目北10番20―407号
債務者　重村　　徹
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３号
群馬県前橋市荒牧町１丁目23番地30　サンコートガーデニア　501号
債務者　渡邊　智子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３５号
群馬県高崎市高関町322番地３　グリーンヒル堀口202号
債務者　川崎　宏治
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３３２号
千葉県八千代市八千代台東４丁目17番10号　フラッツ八千代201
債務者　鈴木　愛子（旧姓富川）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２４号
千葉県船橋市習志野台４丁目81番23号　ソワサント福田201号、申立時の住所千葉県船橋市習志野台４丁目75番11―407号
債務者　荒川　文明
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８０号
千葉県船橋市行田３丁目１番１棟602号
債務者　小畑　芳次
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係